

追加議案第2号

財産の取得について（追認）

次の財産の取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年高根沢町条例第152号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年9月13日

高根沢町長 加藤公博

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 取得財産 | デジタル教科書（通年） |
| 2 | 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 | 契約金額 | 8,104,800円 |
| 4 | 契約の相手方 | 栃木県塩谷郡高根沢町大字宝積寺2383番地
有限会社雄文堂書店
代表取締役 加藤 文明 |
| 5 | 契約年月日 | 令和2年3月17日 |

議決を経していない財産の取得について

地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格が700万円以上の動産の買入れについては、財産の取得として議会の議決に付さなければなりません。議決を経ずに契約し、取得している事案が判明しました。

1 判明した事案

	購入物品	契約金額 (うち消費税額)	契約日	契約方法及び理由	所管課
1	教師用指導書 (通年・上巻)	9,453,840円 (859,440円)	令和2年3月17日	随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）	学校教育課
2	デジタル教科書 (通年)	8,104,800円 (736,800円)	令和2年3月17日	随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）	学校教育課
3	マスク	9,867,000円 (897,000円)	令和2年7月15日	随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当）	総務課
4	教師用指導書 (通年・上巻)	16,710,320円 (1,519,120円)	令和6年3月26日	随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）	学校教育課

2 発生した原因

消耗品について、財産として議決が必要となる認識が欠如していました。

3 必要となる対応

4件の財産の取得は、議会の議決を必要としますので、第427回高根沢町議会定例会で追認の追加議案を提出します。

4 再発防止について

課長等連絡会議で再発防止を徹底するとともに、全職員に向けて文書にて契約事務手続の周知を図るほか、契約事務マニュアルを改訂して手続きの漏れがないように再発防止に努めてまいります。

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (8) 前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

地方自治法施行令

第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又目的が競争入札に適しないものをするとき。
- (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格700万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。